

お客さま 各位

2022 年 1 月
株式会社 新生銀行

2021 年末時点で NISA 口座の第二勘定を設定されていないお客さまの NISA 口座のみなし廃止措置の完了について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

2021年度税制改正により、2021 年12 月31 日時点で、NISA口座の第一勘定が設定されているものの、①マイナンバー未届出のため第二勘定を設定されていないお客さま、及び②マイナンバーをお届出済みであっても第二勘定を設定されていないお客さま(※1)は、2022 年1月1日にNISA口座の第一勘定を設定する金融商品取引業者等の営業所の長に対して、非課税口座廃止届出書の提出をしたものとみなす、いわゆる「みなし廃止」措置が設けられています。

これに伴い、過日お知らせの通り(※2)、対象のお客さまのNISA口座は、2022年1月1日をもって廃止させていただきましたのでお知らせいたします。

ご不明な点につきましては以下よりお問い合わせください。

Webご相談フォーム <https://www.shinseibank.com/crm/form/n01/>



お電話:0120-456-007(平日・土曜 8:30-17:00 ※年末・年始休業日除く)

(※1)金融機関変更により、新生銀行からマネックス証券に第二勘定を移管されているお客さまは、NISA口座の開設手続きをすることなくNISA取引が可能です。また、金融機関変更で、マネックス証券にNISA口座を開設された場合は、NISA口座でのお取引は新生銀行のプログラム対象となりませんのでご注意ください。

(※2)2021年9月お知らせ [2021年末時点でNISA口座の第二勘定を設定されていないお客さまのNISA口座のみなし廃止措置について](#)

また、今回の措置でみなし廃止となったお客さまにつきましても、ご希望の場合、あらためてNISA口座を開設の上、NISAをご利用いただくことが可能ですが、マネックス証券との提携に伴い2022年1月4日(火)にお客さまがお持ちの投資信託口座はマネックス証券総合口座として移管されております。そのため、NISA口座開設をご希望される場合は、マネックス証券にNISA口座を開設していただくこととなります。

お手続きにつきましては新生銀行の店頭、およびインターネットバンキング(新生パワーダイレクト)経由でお申込みが可能となります。お手続きの詳細につきましては、以下ページをご確認ください。

▼金融商品仲介(マネックス証券)口座の各種お手続き ページ

<https://shinseibank.com/retail/mediation/procedure/>

以上